

令和 8 年度 広島市立広島みらい創生高等学校 入学者選抜実施要項



I 一次選抜 P. 1～9

II 二次選抜 P. 10～14

〒730-0051

広島市中区大手町四丁目 4 番 4 号

TEL 082-545-1671 FAX 082-545-1672

URL <http://www.miraisousei-h.edu.city.hiroshima.jp>

土曜日、日曜日及び祝日は事務取り扱いを行いません。

【Ⅰ 一次選抜】

1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、「広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校フレキシブル課程における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

2 課程、学科・コース、定員及び通学区域

課程	学科	入学定員	通学区域
フレキシブル課程 平日登校コース（定時制の課程）	キャリアデザイン科 （総合学科）	240人	広島県一円
フレキシブル課程 通信教育コース（通信制の課程）	キャリアデザイン科 （総合学科）	400人	広島県一円

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

(1) 教育目標

生徒一人一人の個性を最大限に伸ばさせ、社会の発展に貢献できる人間性豊かな活力ある人材を育成する。

(2) 育てたい生徒像

- 自己の生き方や進路について主体的に探究し、目標に向かって挑戦を続ける生徒
- 他者を尊重し、豊かな人間関係を築くことができる生徒
- 社会の一員であることを認識し、社会人としてのモラルやマナーを身に付けた生徒

(3) 入学者受入方針

- 本校の課程や学科の特色について理解していること。
- 本校の特色を活かして、学校生活に意欲的に取り組む姿勢を有していること。
- 本校での学習を通して、自分の可能性を伸ばしたいという強い意志があること。

(4) 教育課程

【平日登校コース（定時制の課程）の教育課程の編成及び実施に関する方針】

- ① 一人一人の学習計画に合わせて学習時間帯を選択することができるよう履修指導を行い、各自のキャリアデザインに応じた授業科目を自由に選択できるよう、工業・商業・福祉の専門科目を含めた各教科・科目を編成し、実施する。
- ② 学びに向かう力・人間性の涵養、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成等の観点から、各科目における到達目標を明示し、授業の出席状況、課題に取り組む姿勢や取組状況、定期考査の結果等から総合的に判断して評価を行い、生徒に適切にフィードバックを行う。

【通信教育コース（通信制の課程）の教育課程の編成及び実施に関する方針】

- ① 自学自習を基本とするため、スクーリングへの出席やレポートの提出・合格が円滑にできるよう、登校曜日を自由に選択できるように教育課程を編成し、実施する。
- ② ほぼ全ての科目を半期認定とし、単位修得を確実に積み上げることができるように実施する。
- ③ 学びに向かう力・人間性の涵養、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成等の観点から、スクーリングの出席状況、レポートの合格状況とその内容、試験の結果等から総合的に判断して評価を行い、生徒に適切にフィードバックを行う。

【両コース（課程）共通】

- ① 1年次では、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させるため、必要に応じた学び直し科目（国語・数学・英語）を選択できるよう各教科・科目を編成し、実施する。また、コミュニケーション能力を高めるため、広島大学と連携して取り組んでいるソーシャルスキルトレーニングを「産業社会と人間」の授業等で実施する。
- ② 2年次以降、進路希望等に応じて、所属するコース以外の科目を学習（「併修」）することを可能とする。
- ③ 各教科・科目で身に付けさせたい「資質・能力」と、そのための具体的手段を明確化し、個別最適な学びを充実するため、一人一台端末等のICT機器を活用する。

- ④ 地域に開かれた学校を目指し、聴講生制度の導入や、地元地域・企業と連携した商品開発などの学習活動を充実させる。

4 出願資格

次の (1) から (5) までのいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 令和 8 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第 95 条各号のいずれかに該当する者
- (4) 令和 8 年 3 月に施行規則第 95 条第 1 号又は第 2 号に規定する課程を修了する見込みの者
- (5) 日本国内において、外国人学校の教育により 9 年の課程を令和 8 年 3 月 31 日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和 8 年 3 月 31 日までに満 15 歳以上に達する者

5 出願

(1) 方式

ア 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科、コースを併願することができない。また、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

イ アにかかわらず、本校のコース（課程）の第 2 志望を認める。

(2) 期間

ア 出願登録

(ア) 志願者登録・中学校確認登録

令和 8 年 1 月 22 日（木）から 2 月 3 日（火）16 時まで

(イ) 高等学校確認登録

令和 8 年 2 月 4 日（水）から 2 月 9 日（月）正午まで

イ 志願変更

令和 8 年 2 月 12 日（木）から 2 月 18 日（水）正午まで

ウ 調査書等提出

令和 8 年 2 月 12 日（木）から 2 月 19 日（木）正午まで

(3) 手続

手続は、インターネット出願システムにより行う。

詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

ア 出願登録

(ア) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、(2) ア (ア) の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後 5 年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2) ア (ア) の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、2 月 18 日（水）正午までに、入学者選抜料（950 円）を納付する。

なお、志願変更（イを参照）を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。

(イ) 出身中学校長

a 確認登録

出身中学校長は、(2) ア (ア) の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、2月18日（水）正午までに、志願者が入学者選抜料（950円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科（同一学科内のコースを含む。）の志願変更を行うことができる。ただし、出願取下げを行った後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科（同一学科内のコースを含む。）に再び出願することや、第2志望だけを追加変更することはできない。

志願変更を行う場合は、(2)イの期間内に、次により出願取下げ及び志願変更申請を行う。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

(ア) 志願者

a 出願取下げ

志願変更を希望する者は、インターネット出願システムで出願取下げを行い、出身中学校長の承認を受ける。

b 志願変更申請

志願変更を希望する者は、本校校長が出願取下げの承認を行った後、インターネット出願システムで必要事項を入力し、ア(ア)の手続に準じて、出身中学校長の確認登録を受ける。

c 書類の訂正及び提出

志願変更を希望する者は、出身中学校長を経由して返却された書類がある場合には、高等学校名等変更すべき箇所を訂正（朱書）し、所定の期間内に、出身中学校長に提出する。

(イ) 出身中学校長

a 出願取下げの承認

出身中学校長は、志願者の出願取下げに誤りがないことを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

b 志願変更の確認登録

出身中学校長は、ア(イ)の手続に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

c 書類の返却及び提出

出身中学校長は、本校校長から返却される書類がある場合には、本校においてそれを受け取り、志願変更を希望する者に返却する。また、志願者から提出された書類を所定の期間内に、志願変更先高等学校長に持参により提出する。

ウ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)ウの期間内に、本校校長にインターネット出願システムにより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により、2月18日（水）までに必着するように提出すること。また、令和7年3月以前の卒業生については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（調査書情報）

② 評定（成績評点）集計表（様式第2号）

エ 受検票の作成及び印刷

(ア) 受検票の作成

本校校長は、(2)イの志願変更期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録を行った後、令和8年2月19日（木）正午までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(イ) 受検票の印刷

志願者は、本校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

オ 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校ホームページ（<http://www.miraisousei-h.edu.city.hiroshima.jp>）への掲載により行う。

- (ア) 2月9日（月）正午現在の志願者数を同日15時に公表する。
- (イ) 2月12日（木）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月13日（金）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月16日（月）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月17日（火）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月18日（水）正午の志願者数を同日15時にそれぞれ公表する。

6 選抜

(1) 一般学力検査

- ア 一般学力検査は、作文及び面接による受検願を提出した者（10（3）P7を参照）を除く志願者に対して行う。
- イ 一般学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。
- ウ 一般学力検査は、各教科50点満点とする。
- エ 外国人生徒を対象とした特別措置により受検する者（10（1）エP7を参照）については、社会及び理科に代えて作文及び面接による受検となる。また、一般学力検査問題については、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用する。

(2) 自己表現

- ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。
- イ 自己表現は、検査官一人当たり15点満点とする。
- 本校の自己表現の配点は、30点とする。

(3) 作文及び面接

作文及び面接による受検願を提出した者及び外国人生徒を対象とした特別措置により受検する者に対して、作文及び面接を実施する。

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

(5) 実施期日及び時間割等

○ 一般学力検査、自己表現を受検する者

2月25日（水）			2月26日（木）	2月27日（金）
時 限	時 刻	検査教科等	検 査 等	検 査 等
	8：40 9：00	集合・注意	自己表現	予備日 自己表現
第1時限	9：10 10：00	国 語		
第2時限	10：20 11：10	社 会		
第3時限	11：30 12：20	数 学		
第4時限	13：10 14：00	理 科		
第5時限	14：20 15：10	英 語		

○ 外国人生徒を対象とした特別措置により受検する者

2月25日(水)			2月26日(木)	2月27日(金)
時 限	時 刻	検査教科等	検 査 等	検 査 等
	8:40 9:00	集合・注意	自己表現	予備日 自己表現
第1時限	9:10 10:00	国 語		
第2時限	10:20 11:10	作 文		
第3時限	11:30 12:20	数 学		
第4時限	13:10 14:00	面 接		
第5時限	14:20 15:10	英 語		

○ 一般学力検査に代えて作文及び面接を受検する者

2月25日(水)			2月26日(木)	2月27日(金)
時 限	時 刻	検 査 等	検 査 等	検 査 等
	8:40 9:00	集合・注意	自己表現	予備日 自己表現
第1時限	9:10 10:00	作 文		
第2時限	10:20～	面 接		

※ 第1日の集合は各検査場とする。

※ 本校は、自己表現について、原則として、第2日（2月26日（木））に実施する。ただし、志願者数によっては、第3日（2月27日（金））にも実施する場合がある。

※ 自己表現の集合時刻は、2月24日（火）正午に本校ホームページ（<http://www.miraisousei-h.edu.city.hiroshima.jp>）に掲載する。

※ 中学校過年度卒業の志願者の面接は、自己表現（10分）が終了した後、続けて実施する。

(6) 実施場所

本校

(7) 携行品

ア 学力検査時の検査場内への携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- | |
|---|
| ① 鉛筆、シャープペンシル
② 鉛筆削り
③ 消しゴム
④ 定規（分度器のついたものや三角定規は不可）
⑤ 時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可）
⑥ ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの） |
|---|

①から⑥以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできない。

また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。

各教科の検査開始前に、監督者が携行品について確認し、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、その日の検査終了まで預かる。

各教科の検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

イ その他の持参物

弁当（第1日のみ）

自己表現で使用する物品がある場合はその物品（第2・3日のみ）

7 合格者の決定

(1) 特色枠による選抜

入学定員の50%において、一般学力検査、調査書、自己表現の配点の比重は、2：4：4とし、一般学力検査、調査書、自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 一般枠による選抜

一般学力検査、調査書、自己表現の配点の比重は6：2：2とし、一般学力検査、調査書、自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

(4) 第1志望としているコース（課程）ごとに合格者を決定し、いずれかのコース（課程）が定員に満たない場合はそのコース（課程）を第2志望としている者の中から合格者を決定する。

(5) 外国人生徒を対象とした特別措置を実施した場合にあっては、作文及び面接の結果を加えて総合的に判断して決定する。

(6) 一般学力検査に代えて作文及び面接を実施した者については、作文、面接、調査書、自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(7) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(8) 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 合格者の発表

(1) 発表日時 令和8年3月9日（月）13時から16時まで

(2) 発表場所 本校

※ 本校ホームページ (<http://www.miraisousei-h.edu.city.hiroshima.jp>) においても、13時から16時の間、合格者の受検番号を掲載する。ただし、ホームページでの発表は情報提供の一環として行うものであり、公式の合格者の発表は、本校における合格者の受検番号の掲示により行う。電話による照会には応じない。

なお、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は、令和8年3月9日（月）13時から16時までとする。

(3) 持参物 受検票

(4) 手続

合格者は、令和8年3月9日（月）16時までに受検票を提示して「合格通知書」と「請書・辞退届」を受け取り、「請書・辞退届」を本校校長に提出する。

なお、「合格通知書」の受け取り及び「請書」又は「辞退届」の提出を期間内に行わない場合は、入学の意思がないものとして取り扱う。

9 繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、繰り上げて合格者を決定する場合がある。

なお、その場合には、令和8年3月10日（火）16時までに、出身中学校長を経由（中学校卒業後5年を超える者を除く。）して受検者本人に連絡する。

10 特別措置の申請等

(1) 特別措置の申請

志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者、英語の実音聴取による受検が困難な者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次により申請を行う。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

ア 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）を令和7年12月1日（月）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。

イ 機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和7年12月1日（月）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。

ウ 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和8年1月9日（金）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。

エ 「外国籍を有する者で、4に定める出願資格の（1）又は（2）のいずれかに該当し、かつ、原則として入国後の在日期間が6年以内の者」で、社会及び理科の一般学力検査に代えて作文及び面接による受検を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）及び海外在住状況説明書（様式第6号）を5（2）ア（ア）の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、一般学力検査問題については、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用する。

オ アからエ以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）を5（2）ア（ア）の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

(2) 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第5号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5（2）ウの期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5（2）ウの期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

(3) 作文及び面接による受検

令和8年4月1日現在で満20歳以上の志願者のうち、一般学力検査に代えて作文及び面接による受検を希望する者については、作文及び面接による受検願（様式第4号）を5（2）ア（ア）の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5（2）ア（ア）の期間内に本校校長に直接持参により提出する。

11 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を行うこと。

12 やむを得ない事由による欠席者の取扱いについて

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

※ 月経随伴症状等の体調不良等は、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるものとして、表の「疾病」に該当する。

(1) 手続

「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を令和8年3月2日（月）正午までに行うこと。

(2) 選抜

ア 検査方法

自己表現及び学校独自検査（面接）

イ 実施期日及び時間割等

3月4日（水）		
時 限	時 刻	検 査 等
	9：00 9：20	集合・注意
第1時限	9：30～	自己表現及び学校独自検査（面接）

ウ 実施場所

本校

エ 携行品

① 追検査受検承認（不承認）通知書

② 一次選抜における携行品

オ 合格者の決定

調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

なお、自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

合格者は一次選抜の定員に含めて決定する。

13 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

- (1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。
- (2) 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）
- (3) 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

14 一次選抜の結果に係る情報の提供について

(1) 情報提供内容

ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計

イ 自己表現の総得点

ウ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(2) 情報提供請求対象者

一次選抜の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）

(3) 本人等であることの確認

令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項 107 ページに示す書類の提示により確認する。

なお、受検票は本人を確認する書類の一つとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

(4) 情報提供期間

令和8年3月18日（水）から4月17日（金）までとする。（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）。

受付時間は9時から16時までとする。（ただし、12時40分から13時25分までを除く。）。

(5) 情報提供場所

本校（受付窓口は事務室）

15 二次選抜の実施

一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合において実施する。

二次選抜の実施の有無及び実施する場合はその定員の公表を、令和8年3月11日（水）10時に本校玄関への掲示及び本校ホームページ（<http://www.miraisousei-h.edu.city.hiroshima.jp>）への掲載により行う。

16 合格者登校日

合格者登校日は、次の日程で行う。保護者同伴で本校に集合すること。

平日登校コース：令和8年3月18日（水）

通信教育コース：令和8年3月26日（木）

17 その他

- (1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき行う。
- (2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。
- (3) 選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

【Ⅱ 二次選抜】

1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、「広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校フレキシブル課程における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

2 課程、学科・コース、定員及び通学区域

課程	学科	入学定員	通学区域
フレキシブル課程 平日登校コース（定時制の課程）	キャリアデザイン科 （総合学科）	入学定員240人から一次選抜の合格者（入学を 辞退した者を除く。）の数を除いた人数	広島県一円
フレキシブル課程 通信教育コース（通信制の課程）	キャリアデザイン科 （総合学科）	入学定員400人から一次選抜の合格者（入学を 辞退した者を除く。）の数を除いた人数	広島県一円

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

(1) 教育目標

生徒一人一人の個性を最大限に伸長させ、社会の発展に貢献できる人間性豊かな活力ある人材を育成する。

(2) 育てたい生徒像

- 自己の生き方や進路について主体的に探究し、目標に向かって挑戦を続ける生徒
- 他者を尊重し、豊かな人間関係を築くことができる生徒
- 社会の一員であることを認識し、社会人としてのモラルやマナーを身に付けた生徒

(3) 入学者受入方針

- 本校の課程や学科の特色について理解していること。
- 本校の特色を活かして、学校生活に意欲的に取り組む姿勢を有していること。
- 本校での学習を通して、自分の可能性を伸ばしたいという強い意志があること。

(4) 教育課程

【平日登校コース（定時制の課程）の教育課程の編成及び実施に関する方針】

- ① 一人一人の学習計画に合わせて学習時間帯を選択することができるよう履修指導を行い、各自のキャリアデザインに応じた授業科目を自由に選択できるよう、工業・商業・福祉の専門科目を含めた各教科・科目を編成し、実施する。
- ② 学びに向かう力・人間性の涵養、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成等の観点から、各科目における到達目標を明示し、授業の出席状況、課題に取り組む姿勢や取組状況、定期考査の結果等から総合的に判断して評価を行い、生徒に適切にフィードバックを行う。

【通信教育コース（通信制の課程）の教育課程の編成及び実施に関する方針】

- ① 自学自習を基本とするため、スクーリングへの出席やレポートの提出・合格が円滑にできるよう、登校曜日を自由に選択できるように教育課程を編成し、実施する。
- ② ほぼ全ての科目を半期認定とし、単位修得を確実に積み上げることができるように実施する。
- ③ 学びに向かう力・人間性の涵養、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成等の観点から、スクーリングの出席状況、レポートの合格状況とその内容、試験の結果等から総合的に判断して評価を行い、生徒に適切にフィードバックを行う。

【両コース（課程）共通】

- ① 1年次では、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させるため、必要に応じた学び直し科目（国語・数学・英語）を選択できるよう各教科・科目を編成し、実施する。また、コミュニケーション能力を高めるため、広島大学と連携して取り組んでいるソーシャルスキルトレーニングを「産業社会と人間」の授業等で実施する。
- ② 2年次以降、進路希望等に応じて、所属するコース以外の科目を学習（「併修」）することを可能とする。
- ③ 各教科・科目で身に付けさせたい「資質・能力」と、そのための具体的手段を明確化し、個別最適な学びを充実するため、一人一台端末等のICT機器を活用する。

- ④ 地域に開かれた学校を目指し、聴講生制度の導入や、地元地域・企業と連携した商品開発などの学習活動を充実させる。

4 出願資格

次の (1) から (5) までのいずれかに該当する者が出願できる。

なお、一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜に出願していない場合においても、出願することができる。

また、一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜に合格した者は、その合格を辞退した上で出願することができる。

なお、特別支援学校高等部入学者選抜一次募集及び二次募集で合格者とならなかった者が、出願することは差し支えない。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 令和 8 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者
- (3) 施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者
- (4) 令和 8 年 3 月に施行規則第 95 条第 1 号又は第 2 号に規定する課程を修了する見込みの者
- (5) 日本国内において、外国人学校の教育により 9 年の課程を令和 8 年 3 月 31 日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和 8 年 3 月 31 日までに満 15 歳以上に達する者

5 出願

(1) 方式

ア 二つのコース（課程）に欠員がある場合、コース（課程）の第 2 志望を認める。

イ 二次選抜を実施する他の高等学校と併願することができる。ただし、他の高等学校の二次選抜で合格とならなかった場合にのみ、本校の二次選抜を受検することができる。

(2) 期間

次の期間内に出願登録及び調査書等の提出を行う。

令和 8 年 3 月 12 日（木）から 3 月 16 日（月）正午まで

(3) 手続

手続は、インターネット出願システムにより行う。

詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

ア 出願登録

(ア) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、(2) の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後 5 年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2) の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、3 月 16 日（月）正午までに、入学者選抜料（950 円）を納付する。

なお、二次選抜を実施する他の高等学校を併願する場合には、併願先の高等学校における合格者の発表から 3 月 19 日（木）正午までに入学者選抜料を納付すること。

(イ) 出身中学校長

a 確認登録等

出身中学校長は、(2) の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者が二次選抜の出願資格を有していること及び志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、3 月 16 日（月）正午までに、志願者が入学者選抜料（950 円）を納付していることをイ

ンターネット出願システムで確認する。

なお、志願者が二次選抜を実施する他の高等学校を併願する場合には、3月19日（木）正午までに、志願者が入学者選抜料（950 円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)の期間内に、本校校長にインターネット出願システムにより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により3月13日（金）までに必着するよう提出すること。また、令和7年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（調査書情報）

② 評定（成績評点）集計表（様式第2号）

ウ 受検票の作成及び印刷

(ア) 受検票の作成

確認登録及び調査書等の受理を行った本校校長は、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録を行った後、令和8年3月19日（木）15時までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(イ) 受検票の印刷

志願者は、本校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

6 選抜

(1) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官一人当たり15点満点とする。

本校の自己表現の配点は、30点とする。

(2) 学校独自検査（面接）

ア 面接は、志願者全員に対して行う。

イ 面接は、個人面接5分間、100点満点とする。

ウ 面接の評価項目は次のとおりとする。

高校生活への意欲、本校の特色に対する理解、表現力、面接の態度

(3) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

(4) 実施期日及び時間割等

3月23日（月）		
時 限	時 刻	検 査 等
	9：00 9：20	集合・注意
第1時限	9：30～	自己表現及び学校独自検査（面接）

※ 集合は各検査場とする。

※ 学校独自検査の面接（5分）は自己表現（10分）が終了した後、続けて実施する。また、中学校過年度卒業の志願者の面接は自己表現（10分）が終了した後、続けて学校独自検査の面接と合わせて実施する。

(5) 実施場所

本校

(6) 携行品

一次選抜における携行品、自己表現で使用する物品がある場合はその物品

※ 昼食が必要になる場合は、令和8年3月17日（火）に、本校ホームページ（<http://www.miraisousei-h.edu.city.hiroshima.jp>）でその旨を連絡する。

7 合格者の決定

- (1) 調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の配点の比重は2：3：5とし、調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の結果を総合的に判断して決定する。
- (2) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。
- (3) 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 合格者の発表

- (1) 発表日時 令和8年3月24日（火）14時から16時
- (2) 発表場所 本校

※ 本校ホームページ (<http://www.miraisousei-h.edu.city.hiroshima.jp>) においても、14時から16時の間、合格者の受検番号を掲載する。ただし、ホームページでの発表は情報提供の一環として行うものであり、公式の合格者の発表は、本校における合格者の受検番号の掲示により行う。電話による照会には応じない。

なお、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は、令和8年3月24日（火）14時から16時までとする。

- (3) 持参物 受検票
- (4) 手続

合格者は、3月24日（火）16時までに受検票を提示して「合格通知書」と「請書」を受け取り、「請書」を本校校長に提出する。

なお、「合格通知書」の受け取り及び「請書」の提出を期間内に行わない場合は、入学の意思がないものとして取り扱う。

9 特別措置の申請等

- (1) 特別措置の申請

志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）を5（2）の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5（2）の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

- (2) 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第5号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5（2）の期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5（2）の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

10 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を行うこと。

11 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

- (1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。
- (2) 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）
- (3) 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

12 合格者登校日

令和8年3月26日（木）

保護者同伴で本校に集合すること。

13 その他

- (1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき行う。
- (2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。